

【様式 1】

① 食育月間の取組

提出都道府県名 政令指定都市名	熊本県
取組市町村名 取組団体・企業名	山江村役場 健康福祉課 山江村食生活改善推進員協議会
取組の名称	乳幼児健診、介護予防拠点事業、一般介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の 一体的事業 山江村食生活改善推進員協議会全体研修会
実施時期	6月3日（月）～6月28日（金）
取組内容に該当する 食育ピクトグラム	
取組内容	○目的：食育月間の趣旨や取り組みについて周知し、住民の意識啓発を図る。 ○対象者、人数、場所 ・5歳児歯科健診に参加する保護者 4名 福祉保健センター「健康の駅」 ・2歳児歯科健診に参加する保護者 8名 福祉保健センター「健康の駅」 ・介護予防拠点事業（公民館事業）の参加者 86名 8カ所各地区集会所 ・いきいき健康相談の参加者 32名 山江温泉ほたる ほたる亭 ・にこにこ食のつどいの参加者 16名 万江コミュニティセンター ・食生活改善推進員全体研修会の参加者 15名 山江村農村環境改善センター ○内容 1. 乳幼児健診 ・5歳児歯科健診では、食育ランチョンマットを配布し、幼児の保護者向けにバランスの良い食事や規則正しい食生活、共食について講話を行いました。 ・2歳児歯科健診では、食生活改善推進員が作ったおやつを配布し、不足しがちな栄養を補うために、正しい間食を取り入れることについて講話を行いました。 2. 介護予防拠点事業、一般介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業 ・農林水産省発出の食育月間のチラシを配布し、食育ピクトグラムを用いて説明を行いました。 ・災害時に備えるべきものや飲食物の量などについての講話を行いました。 ・食中毒予防について、厚生労働省発出のチラシを配布し、家庭でできる食中毒予防についての講話を行いました。また、手洗いチェッカーを用いて手洗いを見直し、食中毒菌をつけないことの大切さを伝えました。 ・フレイル予防、低栄養予防について導入を行い、歯科衛生士による歯科口腔に関する講話を行いました。また、食育月間のチラシを配布し、食育月間と食育の日について

て周知を行うと同時に、食中毒予防の3原則について話し、注意を呼びかけました。

- ・熱中症予防について、パンフレットを用いて、涼しい環境を作ることや適切な水分補給をすること等の大切さの講話を行いました。また、緊急時のために経口補水液等の備蓄を行うことを勧めました。

【介護予防拠点事業】



【食改全体研修会】



【高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業】



3. 広報活動

- ・村内ケーブルテレビにて、食育月間や食育の取り組みについて周知しました。
- ・庁舎前にのぼりを設置しました。
- ・健康福祉課窓口にて、食育月間のチラシを掲示し、1品で野菜が100g食べられるレシピ集を設置しました。

4. 山江村食生活改善推進員協議会全体研修会

- ・外部よりセミナー講師を招き、低栄養予防セミナーを行いました。また、食育月間のチラシを配布し、食生活改善推進員が担う食育の役割について話をしました。調理実習を行う前には、食中毒予防のチラシを配布して注意を呼びかけました。